

# はじめに

## 建物サインづくりマニュアルについて

練馬区は、誰もが参加できる社会の実現に向けて、平成 18 年 3 月に「練馬区福祉のまちづくり総合計画」を策定し、区内の福祉のまちづくりの一層強化・総合的推進に向けて取り組んでいます。

また、平成 18 年 12 月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」も施行され、これまで以上に、各主体が連携した総合的かつ効率的なバリアフリー施策の推進が求められています。

福祉のまちづくり総合計画では、「ずっと住みたい やさしいまち <安心・らくらく・便利>」を計画目標とし、12 の基本方針と 12 のアクションプランが示されました。

「建物サインづくりマニュアル」は、基本方針のひとつである「区内の建物を活かす、総合的な運用やサービスの提供」を実現するための「アクションプラン～建物トータルマネジメントマニュアルの作成～」の一環として作成されました。

「建物サイン」には、さまざまな建物利用者が安全に快適に建物を利用することができるように、必要な情報をわかりやすく提供する役割が求められます。

そこで、本マニュアルの作成にあたっては、できる限り、さまざまな建物利用者の建物サインに係るニーズを考慮し、建物利用者と建物管理者等、区が協働して、よりよい建物サインづくりに取り組める内容とすることに努めました。

今後、本マニュアルが、公共的な建物のみならず、民間の建物においても、建物サインの設置・改善や日常の維持管理・運用、さらには非日常時の対応策の手引書として積極的に活用されることを期待しています。

### 本マニュアルが対象とする「建物サイン」について

- 「サイン」とは、看板や掲示物、点字や音声・音響案内など、まちの中のさまざまな場所にあって、人に何かしらの情報を伝えるものの総称をいいます。
- 本マニュアルでは、その中でも、建物内（建物敷地内の外周部も含む）にあるサインを「建物サイン」と呼び、それを主な対象とします。